

少量危険物貯蔵取扱い届出書

1 内 容

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いを始める場合や変更しようとするときに使用します。

【根拠条文 法第9条の4、条例第46条】

2 手続き

- (1) 予防課危険物係（新城市消防防災センター2階）にあらかじめ提出します。
- (2) 作成部数は2部とします。
- (3) 必要に応じ実地調査が行われ、関係法令に適合し、火災予防上支障ないと認められるときは、1部が返却されます。

3 添付資料等

- (1) 付近見取図、配置図、平面図及び構造図
- (2) 危険物データベース（危険物確認試験結果報告書）※必要な場合に限り添付するものです。
- (3) 届出に係る設備の設計図、カタログ等
- (4) その他必要な事項を記載した図書

4 少量危険物の計算方法

危険物の類・品名ごとに保有量をそれぞれの指定数量で除して、倍数を求めます。倍数の合計が、0.2以上1未満なら少量危険物貯蔵取扱所となり、位置、構造及び設備の規制を受けるとともに届出が必要となります。

※ 個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合では、倍数の合計が0.5以上で届出が必要です。

【計算例】

類・品名	性質	指定数量	保有量	倍数	
第4類 第1石油類(ガソリン)	非水溶性	200ℓ	100ℓ	0.5	100/200=0.5
第4類 第2石油類(灯油)	非水溶性	1,000ℓ	200ℓ	0.2	200/1,000=0.2
第4類 第3石油類(重油)	非水溶性	2,000ℓ	200ℓ	0.1	200/2,000=0.1
				倍数の合計	0.8

↑
0.2 ≤ 0.8 < 1 となるので少量危険物貯蔵取扱所の基準が適用される。

法 → 消防法（昭和23年法律第186号）

政令 → 消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則 → 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例 → 新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則 → 新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）